

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府舞鶴市字余部下961番地4

氏 名 櫻井工業株式会社
代表取締役 櫻井 一平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府中丹東保健所長 常盤 和明



許可の年月日 平成27年7月8日

許可の有効年月日 令和2年6月30日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥（無機性汚泥に限る。）
- ②廃プラスチック類
- ③紙くず
- ④木くず
- ⑤繊維くず
- ⑥金属くず
- ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ⑧がれき類

以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成17年7月1日：当初許可
平成22年8月18日：更新許可
平成27年7月8日：更新許可
令和元年7月10日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無